

平成16年4月設立

日本環境安全事業株式会社 会社案内



Japan Environmental Safety Corporation

ごあいさつ

PCB(ポリ塩化ビフェニル)は、昭和43年に発生したカネミ油症事件を契機に製造が禁止され、保管を余儀なくされてきましたが、平成13年に「PCB廃棄物処理特別措置法」が制定され、平成28年7月15日までに処理を完了することが義務づけられました。環境省は、PCB廃棄物の処理推進を21世紀の最重要課題の一つとして掲げています。

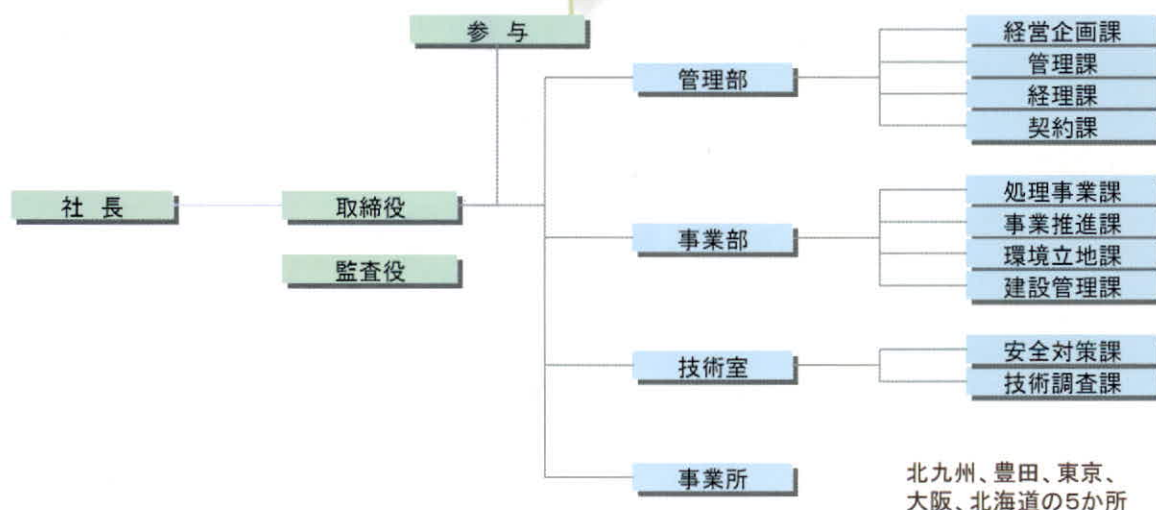
日本環境安全事業株式会社は、旧環境事業団の事業を継承し、PCB廃棄物の処理という環境政策の実施を担う機関として設立された特殊会社です。全国5か所にPCB廃棄物の拠点的広域処理施設を設置し、保管事業者からの処理委託を受けて、安全で確実な処理を行います。日本環境安全事業株式会社は、国民の皆さまが安心して暮らせる環境の保全と創造に全力を尽くしてまいります。



代表取締役社長
宮坂 真也

組織

(平成16年4月現在)



概 要

- 商 号 日本環境安全事業株式会社
- 所在地 東京都港区芝1丁目7番地17号住友不動産芝ビル3号館
- 設 立 平成16年4月1日(環境事業団(JEC)のPCB廃棄物処理事業等を承継)
- 目 的 ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理に係る事業及び環境の保全に関する情報又は技術的知識を提供する事業並びにこれらに附帯する事業を経営することを目的としています(日本環境安全事業株式会社法(平成15年5月16日法律第44号))。
- 資本金 6億円(全額政府出資)
- 主務大臣 環境大臣
- 役 員 取締役3名 監査役3名
- 職員数 75名

業 務

【ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理事業】

昭和47年に製造や新たな使用が禁止されて以来、約30年間保管の続いているPCBを処理するため、国は、平成13年にPCB廃棄物適正処理推進特別法を制定しました。この法律でPCB廃棄物の保管事業者は平成28年7月15日までに処理することが義務付けられました。この国策を進めるために必要な処理体制を整備していた環境事業団の事業を継承したのが、日本環境安全事業株式会社です。

国の指導のもと、全国5か所において、PCB廃棄物の広域的な処理施設を設置し、保管事業者から委託を受けて処理を行います。PCB廃棄物の施設整備にあたっては、国の予算措置により補助金を導入します。また、中小企業者の保管する高圧トランス及び高圧コンデンサの処理費用の一部を「独立行政法人環境再生保全機構 ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金」から充当し、中小企業者の処理費用の負担軽減を図ります。



Tel 03-5765-1919 Fax03-5765-1940

事業所連絡先

○北九州事業所

Tel 093-752-1113 Fax 093-752-1120

○豊田事業所

Tel 0565-37-7226 Fax 0565-35-6568

○東京事業所

Tel 03-5765-1935 Fax 03-5765-1941

○大阪事業所

Tel 06-6575-5575 Fax 06-6575-5576

○北海道事業所

Tel 0143-42-4400 Fax 0143-43-6300

(平成16年7月現在)

日本環境安全事業株式会社ホームページのご案内

日本環境安全事業株式会社は、インターネットでも情報発信を行っています。●ホームページアドレス : <http://www.jesconet.co.jp>
 逐次新しい情報を更新拡充しておりますので、ぜひ活用ください。●ご意見お問い合わせ : jesco@jesconet.co.jp